

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第1号

答 申 書

令和2年3月9日

南あわじ市行政不服審査会

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書に記載された主張は、概ね次のとおりである。

(1) 国民健康保険税の課税額が高すぎるので、均等割をなくすべきである。

2 処分庁の主張

関係書類の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求人の平成31年度国民健康保険税額の算定は、地方税法及び南あわじ市国民健康保険税条例（以下「国保税条例」という。）の規定に基づいて適正に行われている。

(2) 国民健康保険税額の課税について、所得割、資産割、均等割及び平等割の合計額とする算定方法は、地方税法に基づいた適正な手続きである。

(3) 本件処分の取消しを求める審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人に対する平成31年度国民健康保険税は、国保税条例第2条第1項の規定により、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を算定し、また審査請求人が同条例第23条第3号の軽減世帯に該当するため、それぞれの規定による減額を行い、端数調整して得た額の合算額により賦課されたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本審理は、処分庁によってなされた個々の処分が法令や条例の正しい解釈に基づき適正に行われたかどうかを審理するものであって、個々の処分の前提と

なっている国民健康保険制度自体の適否や国民健康保険に関する法令や条例の内容及びこれらの規定によって定められた国民健康保険税の年税額や徴収方法の相当性について審理する権限を有しているものではない。

(3) 他に本件の処分庁の処分について、違法性又は不明な点は認められない。

第4 審査庁の意見

本件処分は、法令に基づいた適正な賦課決定処分であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年 12月 26日 諮問書受理

令和2年 1月 29日 調査審議

令和2年 2月 27日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続について

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 審査請求人に対して賦課された平成31年度国民健康保険税額について、関係法令等に基づき当審査会で検証した結果、違法又は不当な点は認められなかった。(別紙参照)

(2) 審査請求人は、国民健康保険税の算定方法に均等割が含まれ課税されることについて不合理を主張しているが、当審査会は個々の行政処分の違法性及び不当性を審議する機関であり、法令や条例そのものの不当性について審議する機関ではないため、当該主張は行政不服審査法における審査の対象外である。

(3) 地方税法第718条の3において、地方公共団体は国民健康保険税を特別徴収によって徴収しようとする場合は、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額その他総務省令で定める事項を9月30日までに通知しなければならない旨が規定されている。また、その記載すべき内容については地方税法施行規則第24条の32において規定されている。

本件処分にかかる納税通知書は、処分庁より審査請求人に対して令和元年7月12日に同日付で送付されていることと、また審査請求書において添付されている納税通知書の写しを見る限り、この点において違法性及び不当性は認められない。

(4) 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 審査会の本件についての附言

審査会は、本件審査請求については上記のとおり判断するものであるが、過去にも今回と同様の請求があったことを鑑み、処分庁が納税者に対してよりわかりやすい国民健康保険制度の周知方法を検討されるよう努められたい。

南あわじ市行政不服審査会

会長 道上 明

委員 堀川 雅清

委員 木戸 秀行

委員 松本 裕昭

委員 橋本 勝子

別紙 省略